

令和元年7月24日
那覇市 都市みらい部 都市計画課

那覇市バリアフリー基本構想策定に関する取組み

1. 目的

高齢者、障がい者等との意見交換を図りながら、効果的にバリアフリー化に取り組み、第5次那覇市総合計画の施策となる「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けて積極的に進めていくために、重点整備地区等を選定し那覇市バリアフリー基本構想を策定する。

2. これまでの取組状況

平成29年度 バリアフリー基本構想策定検討会委員内における共通認識の形成

平成30年度 バリアフリー化が必要と考えられる地域、施設に関する委員からの意見収集
久茂地地区における現地踏査による課題抽出

久茂地地区を重点整備地区の候補エリアとして選定

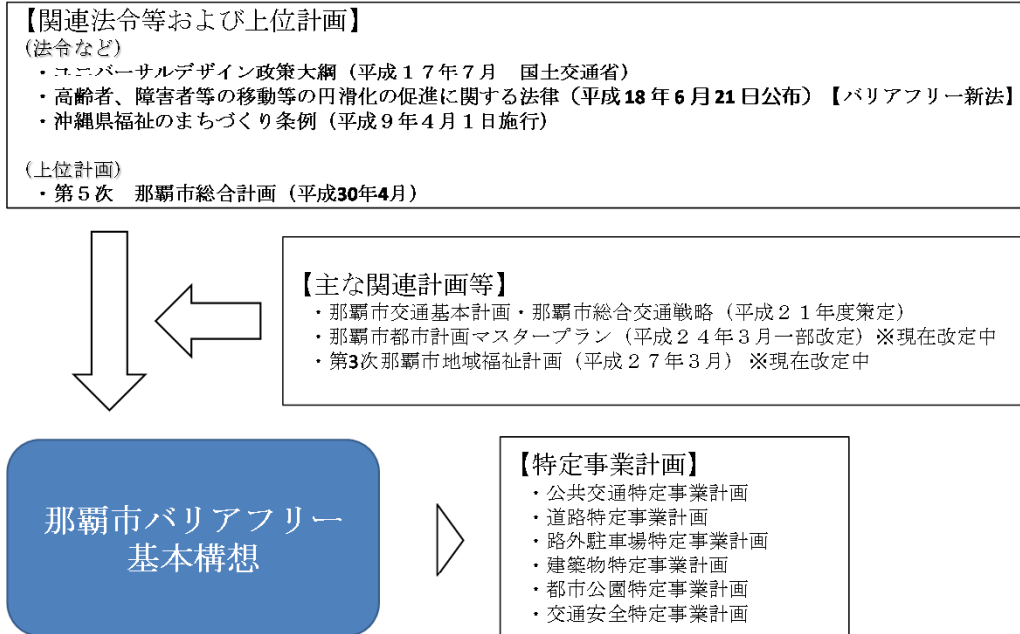
3. 今年度の取組

- ・那覇市バリアフリー推進協議会の設置（令和元年8月頃予定）
- ・バリアフリー基本構想の策定（令和2年2月頃予定）

1. バリアフリー基本構想の策定

■バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき、本市のバリアフリーのまちづくりを実現するための基本的な考え方やバリアフリーの整備方針について、本市の上位計画、関連計画、関連法令等との整合を図り策定する。



2. 重点整備地区の要件

■重点整備地区に求められる要件とは

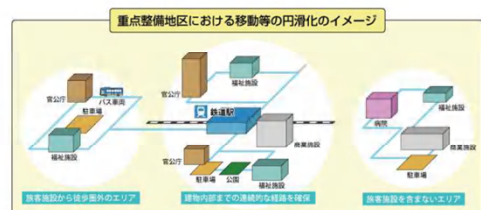
重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第21号及び基本方針の三の2において、次の(1)～(4)のように定められています。

(1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として生活関連施設のうち特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としており、その「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積約400ha未満の地区としています。なお、旧交通バリアフリー法と異なりバリアフリー法では、旅客施設を含まない重点整備地区の設定が可能です。

(2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。



(3) バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等を掲げています。

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(4) 境界の設定等

重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要です。なお、重点整備地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携して基本構想を作成する必要があります。

2. 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件を満たす候補地区は、同一自治体内に複数存在することが想定されますが、このような場合には、優先順位の高い地区から順次基本構想を作成することが現実的です。優先順位の設定にあたっては、客観的な指標やデータに基づき検証することが望まれます。

候補地区の優先度を検証するための評価指標例

調査項目		参考データ
①生活関連施設の分布状況		
②人口分布	常住人口、昼間人口	町丁目別人口・年齢別人口
	高齢者人口	
	障害者人口	障害手帳所持者
③公共交通の状況	旅客施設利用者数	複数の場合には路線別
	バス運行回数	複数の場合には路線別
④地区の位置づけ	地区の位置づけ	上位・関連計画による位置づけ
	将来の整備の方向性	
⑤将来プロジェクト	再開発事業、区画整理事業、駅前広場整備事業その他面整備計画の有無	

出展：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック(平成28年9月) P40

- ・候補地域の検討にあたり多様な選考手法が考えられるが、今回は、上記の評価指標を参考にすることにした。
- ①生活関連施設の分布状況、②人口分布、③公共交通の状況、④地区の位置付け、⑤将来プロジェクトについて市の概要をまとめた。

3

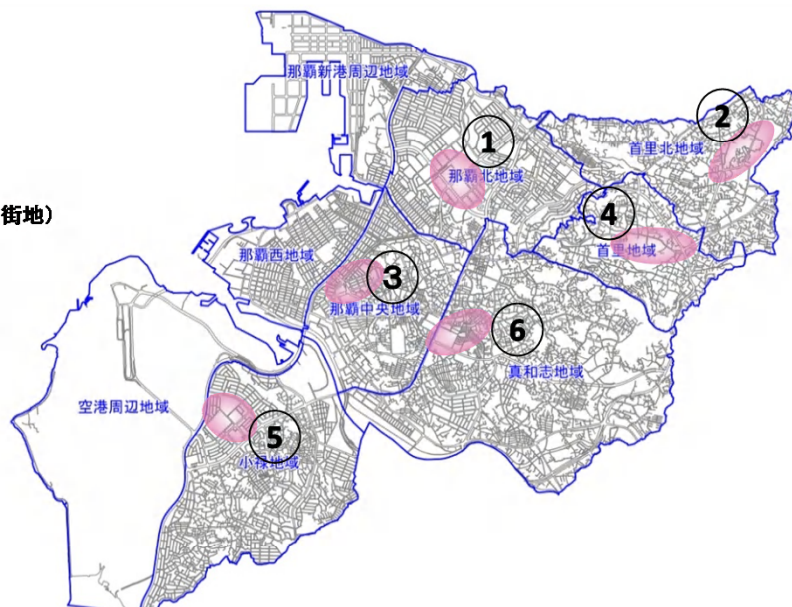
3. 重点整備地区の選定

■概略検討

重点整備地区の選定にあたっては、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を参考に、図の都市計画マスタープランにて区分されている地域の中から、歩行可能なエリアとするために細分した6つの地域について検討した。

【検討地域】

- ① 那覇北地域(新都心地域)
- ② 首里北地域(石嶺町地域)
- ③ 那覇中央地域(那覇市中心市街地)
- ④ 首里地域(首里城周辺地域)
- ⑤ 小祿地域(金城地域)
- ⑥ 真和志地域(支所周辺地域)



4

3. 重点整備地区の選定

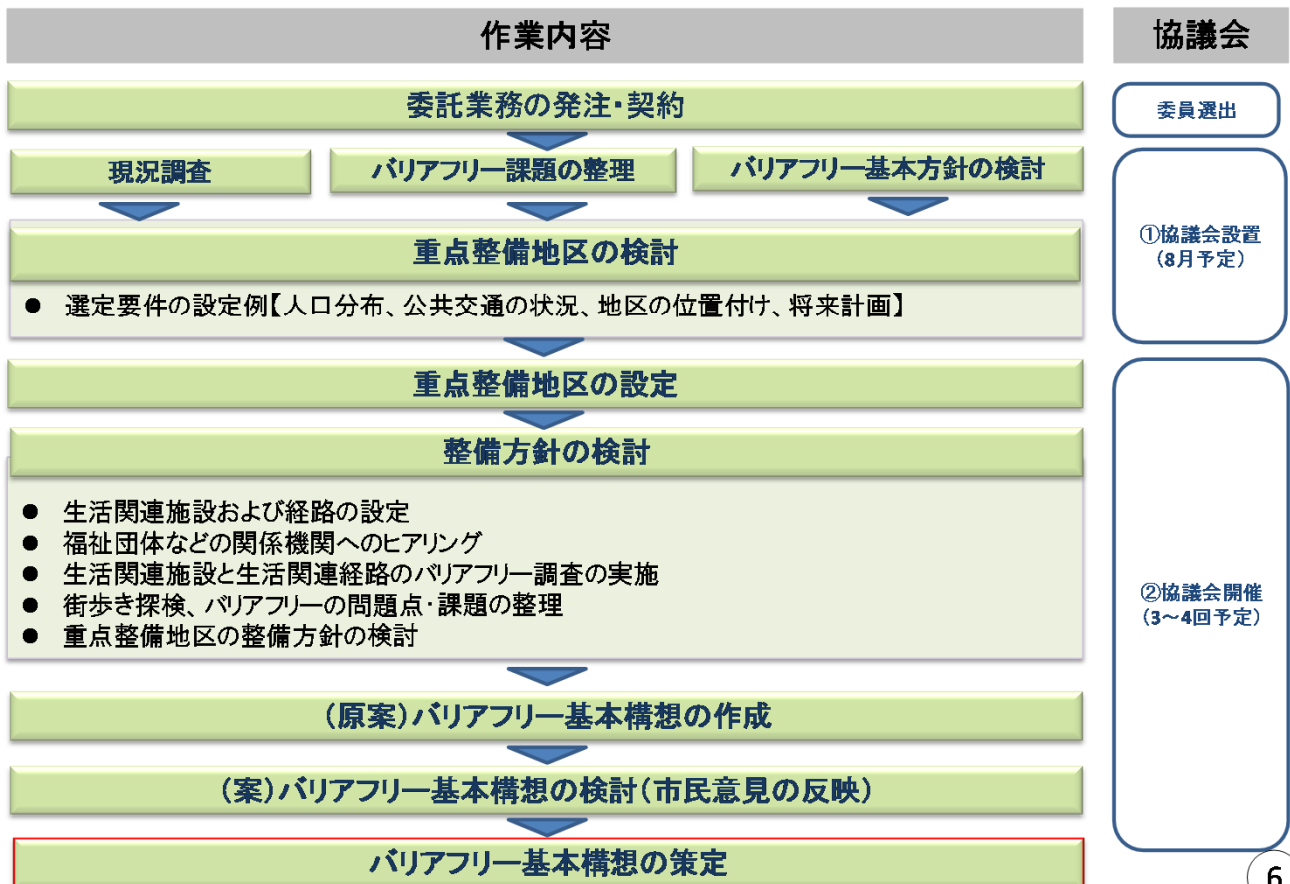
地域	候補地地域名						
	①那覇北地域 (新都心地域)	②首里北地域 (石嶺町地域)	③那覇中央地域 (那覇中心市街地)	④首里地域 (首里城周辺地域)	⑤小祿地区 (金城地域)	⑥真和志地区 (支所周辺)	
生活関連施設	行政施設・文化施設等	◎	△	◎	△	△	◎
	医療・福祉施設	○	◎	○	○	◎	○
	商業施設	◎	△	◎	△	◎	△
人口分布	将来(高齢化)	◎	○	○	△	◎	◎
	労働者	◎	△	◎	△	○	△
	観光客	○	△	◎	◎	△	△
	外国人	△	△	○	△	△	○
公共交通(乗降客数)	モノレール	○	○	◎	○	○	-
	バス	○	○	◎	△	△	△
地区の位置づけ	位置付けの有無	-	-	◎	○	-	-
	将来プロジェクト	-	◎	◎	○	-	-

(説明) 候補地区については、9つの地域を細分した6つの地域について評価した。(事務局案)

- 【生活関連施設】 ●行政・文化施設 県庁、市役所等の行政施設や文化施設が複数ある地域は◎。支所のある地域は○。公民館等の場合を△。
●医療・福祉施設 医療・福祉サービスの施設は、市内に分散しているため○。首里石嶺町、小祿金城区画整理地区には、総合福祉センター等があるため◎。市立病院、沖縄協働病院、大浜第一病院、沖縄赤十字病院がある地域は◎。
●商業施設 10,000㎡以上の商業施設がある地域は◎。5,000㎡以上は○。1,000㎡以上は△。
- 【人口】 ●将来の人口(高齢化) 将来(2040年)に65歳以上の占める数が40以上人/haとなる地域は◎とした。20~40人/haとなる地域は○とした。
●労働者 全産業従業者数が3,000人以上を◎。2,000人~3,000人未満を○。地域のメッシュ分布より判断。
●観光客 ホテルの立地や観光客の多い施設、地域を◎。1万人未満/年を△
●外国人 外国人が居住している地域は100以上の場合を◎。30人~100人未満を○。それ以外は△。
- 【公共交通】 ●モノレール 駅の乗降客数が3,000名以上を評価基準とし、2以上ある駅のエリアを◎。それ以下は○。駅の無い地域は△
●バス バスの利用者数が、1,000名~3,000人以上を評価基準とし、2以上あるバス停のエリアを◎。それ以外は○。1,000名未満は△
- 【地区の位置付け】 ●地区の位置付け 歩行環境の向上は、市全域で目指しているが、特に上位計画等にバリアフリー等の位置付けがある地域は◎。また、歩行環境への特記が地域は○。都市のシンボル軸や景観形成地区も○
- 【将来プロジェクト】 ●将来プロジェクト 将来プロジェクトが、2以上ある場合は◎。将来の実現に向けて取組みが見える地域は○。

5

4. バリアフリー基本構想策定の作業スケジュール(イメージ)



6